

凍霜害等による農作物被害対策の拡充を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本県にとって、果樹栽培を含めた農業は主要産業の一つであるが、本年4月の断続的な低温や降霜による甚大な凍霜害や、5月の強風や降ひょう等による被害が県内広域で発生し、りんごや梨、桃等の果樹を中心に、その被害額は23億円余りにも達している。

今回の凍霜害等の被害を受けた農家からは、近年の肥料等の農業生産資材の高騰による影響に加えて、栽培意欲の低下や、果実等の収穫量の減少及び品質低下への懸念により、経営継続に関する不安の声が上がっている。

農業に甚大な被害を与える凍霜害等に確実に対応するためには、被災農家が営農意欲をもって被災果樹等の管理に取り組めるよう、技術管理・経営支援を着実に実施するとともに、今後、地球温暖化等の気候変動も見据えた農業生産力の維持や災害に強い農業経営の普及に向けた取組強化が必要となっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、凍霜害等による農作物被害対策を拡充し、農家の経営安定を図り、持続的な営農を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 被災農家に対する生産量の確保のため、国の専門的知見に基づく技術的な支援を行うこと。
- 2 被災農家の経営の安定化に必要な運転資金や設備投資等の融資を支援するとともに、被災した果実等の出荷・消費拡大の支援を強化すること。
- 3 今後、地球温暖化に伴う暖冬や春先の高温等により農作物の生育ステージが進み、凍霜害の頻発が懸念されることから、農業者が自然災害のリスクを把握し、凍霜害等を予防できる情報提供や啓発を強化すること。
- 4 次年度以降の凍霜害を防ぐため、防霜ファンや防霜ネットの設置・修繕への助成を拡充するとともに、効率的・効果的な新たな凍霜害防止技術の開発や普及を図ること。
- 5 農業関係団体と連携して、自然災害時の損失を補填する収入保険制度や農業共済制度への加入を促進すること。